

## 令和2年度 第12回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年3月5日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター 2階  
会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	安部 順子
農地・管理係主査	阿部 清伸	農地・管理係主査	小野 瀬靖

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 65号	農地法第3条の申請について
議案第 66号	農地法第5条の申請について
議案第 67号	非農地証明願いについて
議案第 68号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 69号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 9号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和2年度第12回杵築市農業委員会総会を開催いたします。
	( 9時29分：開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員と <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 並びに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第65号から議案第69号までの5議案27件と、報告事項が提出をされています。慎重審議をお願いいたします。
議長	まず、はじめに「議案第65号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。
事務局	皆さん、おはようございます。農業委員会事務局の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> です。本日もよろしく申し上げます。 それでは、議案書の1ページをごらんください。 「議案第65号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 ア、所有権の移転。 番号1番、申請人、譲渡人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、譲受人、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 区、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 歳。申請人の土地になります、大字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 字 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地番 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地目、台帳、現況ともに <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 、地積 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 、合計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 筆の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> m <sup>2</sup> 。譲受人の経営面積は、田 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、畑 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a、計 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。 以上です。
議長	1番につきましては、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 農業委員よりご意見があればお願いします。
<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 委員	2月26日に現地確認に行きました。 場所は <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> から南にまっすぐ行った先の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 側になりますが、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> の奥にあり、管理ができないということです。よろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	譲渡人は市外に住んでおり、管理が出来ない状況です。 今回、申請地付近を以前から耕作している譲受人と贈与の話がまとまったため、申請となりました。 なお、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの所有農地は、これ以外に約 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。 番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■区、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■■■■■■■■字■■■■■■■■■■、地番■■■■■■■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■■■■■■■、地積■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、合計■■■■■■■■■■筆の■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田■■■■■■■■■■a、畑■■■■■■■■■■a、計■■■■■■■■■■a、理由といたしましては、管理が困難、耕作の都合であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■■■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■■■■■■委員	<p>先般、■■■■■■■■■■農地委員と現地調査を行いました。</p> <p>場所は、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■kmぐらいの■■■■■■■■■■の真正面の土地でございます。■■■■■■■■■■さんのお父さんが農業をされています。本人は■■■■■■■■■■ということです。よろしく願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は市外に住んでおり、管理が出来ない状況です。今回、申請地付近に住んでいる、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■■■■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■■■■■■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■■■■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■■■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きましては、議案書2ページをごらんください。</p> <p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■■■■■■■区、■■■■■■■■■■、譲受人、■■■■■■■■■■区、■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■歳。申請の土地になります、大字■■■■■■■■■■字■■■■■■■■■■、地番■■■■■■■■■■、地目、台帳、現況ともに■■■■■■■■■■、地積■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、ほか■■■■■■■■■■筆、合計■■■■■■■■■■筆の■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、畑のみ■■■■■■■■■■a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番についても、■■■■■■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■■■■■■委員	場所は■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■との間にある■■■■■■■■■■です。親子での贈与ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■■■■■■■さんの所有農地は、議案書6ページ、非農地証明願いについての番号1番に記載されている農地以外にありません。</p> <p>■■■■■■■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■■■■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p>

	<p>また、墓地についても確認しました。 以上です。</p>
議長	<p>次に、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号4番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、経営規模縮小、相手方の要望であります。 以上です。</p>
議長	<p>4番についても、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>場所は■■■■から■■kmぐらい行ったところ。地目は■■になっていますが、■■で利用したいということで相手と話がまとまったようです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は経営規模縮小を考えています。今回申請地付近で農業を行っている譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。 なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。 ■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。 番号4番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。</p>
議長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望になります。 以上です。</p>
議長	<p>5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>2月16日に事務局を含め、4名で現地を確認しました。 場所は■■■■の先になります。そこに■■■■がありまして、その裏になります。申請の土地は■■地区の■■■■さんが所有しておりまして、以前に譲受人の■■■■さんから借りて■■■を植えていました。 なお、■■■■さんは、家族で■■■■をしております。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p>

	<p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号5番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書3ページをごらんください。</p> <p>番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m<sup>2</sup>、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>2月16日ですけど、■■■■農地委員と事務局で現地を確認しました。</p> <p>申請地は■■■■を出たところから上ったところになります。この土地は譲受人が以前より耕作しておりまして、本人は管理が困難ということでございますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号6番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号7番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■m<sup>2</sup>、ほか■■筆、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。理由といたしましては、子への贈与、親からの受贈であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	<p>2月17日、事務局2名と農地委員の4名で現地確認をやらせていただきました。</p> <p>とを過ぎた三差路をkmほど南のほうに行った農地です。</p> <p>地図の裏を見ていただくと分かりますが、実家は丸の真ん中にあり、その周辺の農地です。全てよく管理ができておりまして、周辺はイノシシやシカ防護網を全て張った農地です。申請者は仕事の関係でに住んでいます。また納税猶予の制度を使つての贈与ということです。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願ひます。
事務局	<p>譲渡人と譲受人は親子です。今回、譲受人と贈与の話がまとまつたため申請となりました。</p> <p>なお、さんの所有農地は、これ以外に約aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。</p> <p>番号7番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため、問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第65号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見、ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第65号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よつて、「議案第65号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第66号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>おはようございます。事務局のです。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは議案書4ページをお願ひします。</p> <p>「議案第66号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので県知事に審査するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、土地所有者、区、。転用者、区、。申請の土地、大字字、地番、地目、、地積m<sup>2</sup>、合計筆のm<sup>2</sup>。申請内容、家庭菜園として。申請理由は、居住地に隣接する土地を譲り受け、家庭菜園として利用したい。こちらは、第3種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願ひします。
委員	2月16日に農地委員と事務局で現地を確認しました。



	<p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p> <p>申請地は令和3年1月6日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明書が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>代替地の検討も行っていますが、周囲の状況が施設に不利であること、費用面、採算面からこの土地に決定したようです。</p> <p>一般基準です。</p> <p>申請地の東側は■■■■、南側は■■■■、西側は長狭物を挟んで■■■■、北側は■■■■に接しています。</p> <p>整備計画です。</p> <p>申請地の■■■■m<sup>2</sup>に、パネル■■■■枚、最大出力■■■■kWの太陽光発電施設を計画しています。計画での出力は50kWを超えていますが、パワーコンディショナーを経由することにより、出力は■■■■kWとなり、九州電力との50kW未満の低圧契約に相違ありません。また、九州電力との系統連携契約に関する書面も提出されています。</p> <p>被害防除策については、施設周囲にフェンスを設置し安全を図ります。排水については、敷地に側溝を設置、集水枡を経由し市道側溝に放流します。排水に関し各関係機関との協議も終わっています。資金計画につきましては、費用全額を自己資金でまかなうようです。金融機関発行の残高証明書が添付されています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請については許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、土地所有者、■■■■区、■■■■。転用者、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■■■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■■■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。申請内容、車庫及び駐車場用地として。申請理由は、敷地内の駐車場が不足しているため申請地に車庫を建築するとともに、駐車場を整備したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	2月16日に事務局を含め、4名で現地を確認しました。場所は■■■■、■■■■の先にあります。申請の土地は■■■■地区の■■■■さんが所有をしており、転用予定者の■■■■さんが以前から米や野菜を植えて管理をしてきた土地です。よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>転用者の■■■■さんは申請地の隣に居住しており、敷地内の駐車場が不足したため土地所有者の■■■■さんと話し合い、申請地を駐車場として整備する計画です。</p> <p>立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。</p>





	<p>生活排水については公共下水道へ接続、雨水、敷地内排水は市道側溝へ接続予定です。排水に関し各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を融資でまかなうようです。金融機関から発行された融資可能証明書にて確認しています。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号5番、申請人、土地所有者、[ ]区、[ ]。転用者、[ ]、[ ]区、[ ]。申請の土地、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。申請内容は、資材置き場や工事用道路として。申請理由は、[ ]に伴う資材置き場や工事用道路として、[ ]の期間一時的に利用する。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、[ ]農業委員よりご意見があればお願いします。
[ ]委員	<p>現地は[ ]を下りまして、[ ]と交差したところのすぐ横です。申請地は[ ]から約[ ]m下がったところにあつて、土羽の工事をするために農地を一時転用して、工事を行うようです。重機を入れる予定だそうです。よろしく審議をお願いします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>本転用は、[ ]が発注する[ ]地区内の[ ]にともなう一時転用です。</p> <p>立地基準です。</p> <p>申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>代替地については、施工箇所の隣接地は申請地のみで検討の余地はありません。</p> <p>一般基準です。</p> <p>申請地の東側は[ ]、南側は[ ]、[ ]、西側は[ ]、北側は[ ]です。</p> <p>計画の概要です。申請地計[ ]m<sup>2</sup>のうち[ ]m<sup>2</sup>を各用地として工事完了まで利用します。また、転用期間終了後、すみやかに農地として復旧する誓約があり、一時転用について問題ありません。</p> <p>資金計画については費用全額を自己資金でまかなうようです。金融機関から発行された残高証明書が添付されています。</p> <p>以上により、立地基準、一般基準並びに一時転用許可基準を満たしているため、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第66号」「農地法第5条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見、ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。

議長	お諮りいたします。「議案第66号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第66号」「農地法第5条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第67号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>続きまして、議案書6ページをお願いします。</p> <p>「議案第67号」「非農地証明願いについて」、農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>申請地の状況、山林。転用または耕作放棄された理由、長年■■■■を栽培していたが、高齢のため平成■■年頃から管理できなくなり、後継者もいなかったことから耕作を断念した。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	先ほど、3条で申請があった土地のすぐ上です。■■■■をつくっていたようですが、■■■■を主体に変更したため、農地が荒れてしまったので、非農地証明書の発行をお願いしたいということです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を2月17日、■■■■農地委員と■■■■農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、高齢により管理ができなくなったため、現在は雑木が生い茂った状態です。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4該当し、令和3年1月6日に農振除外申請が認められ、農用地区域外農地であることの証明が提出されていることから、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できます。</p> <p>以上により、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>申請地の状況、道路敷。転用または耕作放棄された理由、昭和■■年に■■■■から分筆された土地で、狭小地となったため同年頃から耕作が放棄され、現況となっている。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	場所はより南にmぐらい下ったところです。何年も道路として使用していたみたいです。ご審議をよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を2月17日に農地委員と農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、から分筆され、約m<sup>2</sup>と狭小地となったため昭和年頃から現況となっているようです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更登記を行い公衆用道路として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請者、区、申請の土地、大字字、地番、地目、地積m<sup>2</sup>、合計筆のm<sup>2</sup>。</p> <p>申請地の状況、原野。転用または耕作放棄された理由、昭和年頃から耕作が放棄され、現在が立てられています。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	申請地は地区にあります。道路端で何年も耕作していない土地です。非農地証明書を発行してもよいと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を2月17日農地委員と農業委員とで確認しました。</p> <p>申請地が現況となった詳細については、土地を相続した時点で現況であったため不明とのことです。昭和年頃から耕作されておらず、その後が立てられたようです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び第4の5に該当し、が設置されていることにつきましては、申請者名で始末書の提出があり、農用地区域外農地で、今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地でもありません。</p> <p>以上のことから、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、を移設し、このまま管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第67号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見、ご質疑はございませんか。
委員	公衆用道路の所有者は。登記上はどうなっていますか。
事務局	現状の名義はさんとなっており、地目変更を行って、近隣の第三者の方に譲るといようなこととお伺いしています。
委員	市道とか県道になるとかではないですね。

事務局	個人的な私道ですので、市道や公道ではありません。
議長	ほかにはないですか。よろしいですか。 お諮りいたします。「議案第67号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第67号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第68号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案書7ページをごらんください。</p> <p>「議案第68号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、農用地利用集積計画案の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定であります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■a。以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、議案書8ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、ほか■筆、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、議案書9ページをごらんください。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>。設定期間は■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸し付ける筆は、合計■筆の■■■■m<sup>2</sup>になります。</p>

	<p>続きまして、議案書20ページをごらんください。</p> <p>イ、所有権の移転になります。</p> <p>番号9番、申請人、譲渡人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、譲受人、■■■■、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。これは農地売買等支援事業の公社売渡しになります。借人の経営面積は、畑のみ■■■a。</p> <p>続きまして、番号10番、申請人、譲渡人は同じであります。譲受人、■■■■区、■■■■。■■歳。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。これも先ほどと同じ事業であります。借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、番号11番、譲受人、■■■■区、■■■■、設立■■年。申請の土地になります、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m<sup>2</sup>、合計■■筆の■■■■m<sup>2</sup>。先ほどと同じ農地売買等支援事業の公社売渡しになります。借人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、計■■■a。</p> <p>貸し手農家数■■戸、借り手農家数■■戸、利用権の設定面積は■■■■m<sup>2</sup>、所有権の設定面積は■■■■m<sup>2</sup>、計■■■■m<sup>2</sup>になります。</p> <p>補足説明です。</p> <p>1番、2番の方は今まで耕作していて、麦・大豆を耕作します。</p> <p>3番の方は公社を通じて、■■■■に貸します。</p> <p>4番については■■■■さんに貸します。</p> <p>5、6、7番につきましては、■■■■に公社から貸し出す予定です。</p> <p>8番については、■■■■さんに貸し出す予定にしています。詳細につきましては、利用配分計画の中でも説明させていただきます。</p> <p>続きまして、9、10、11番であります、これは公社の農地売買等支援事業を通じた売買になります。</p> <p>9番は、■■■■の方ですが、杵築は気候もいいので、いい■■■■が取れるということで、今回申請がありました。10番の■■■■さんは■■■■の卒業生で、今年の9月からここで■■■■を栽培すると聞いております。</p> <p>以上です。</p>
議長	それでは、「議案第68号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見、ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第68号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第68号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。
議長	次に、「議案第69号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案書11ページをごらんください。

	<p>「議案第69号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳。対象農地は、大字[ ]の[ ]筆、[ ]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、[ ]区、[ ]、設立[ ]年。対象農地は、大字[ ]の[ ]筆、[ ]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、[ ]区、[ ]、設立[ ]年、対象農地は、大字[ ]、[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。</p> <p>続きまして、借受人、[ ]区、[ ]、[ ]歳、[ ]、[ ]歳。対象農地は大字[ ]の[ ]筆、[ ]m<sup>2</sup>であります。</p> <p>次の12ページから15ページまでが、先ほど審議していただいた農用地利用配分計画の番号3番から番号8番までの農地中間管理事業に貸付農地を農地中間管理機構から11ページの方々へ貸し付ける土地の一覧になります。</p> <p>詳細につきましては、利用権設定の中で審議された内容と同じでありますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>なお、[ ]に来る[ ]さん、[ ]さんについては、夫婦であります。今、[ ]で、[ ]の栽培をするということで、研修を受けており、新規就農者になる予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第69号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見、ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第69号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第69号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第9号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案書16ページをごらんください。</p> <p>「報告第9号」「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに使用貸借権の解約受理について（合意解約）」になります。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、山香内河野区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟、借人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>のうち[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>以下、同じ申請人等があれば省略させていただきます。</p>

	<p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]、借人、山香内河野区、公益社団法人杵築市地域活性化センター理事長 永松悟。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、合計[ ]筆の合計[ ]m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、議案書17ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[ ]区、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]番、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、[ ]、[ ]、借人、[ ]、[ ]、[ ]。申請の土地になります、大字[ ]字[ ]、地番[ ]、地目、[ ]、地積[ ]m<sup>2</sup>、ほか[ ]筆、合計[ ]筆の[ ]m<sup>2</sup>。理由といたしましては、貸人の都合であります。</p> <p>1番から4番につきましては、今まで地域活性化センターを通じて土地を貸していたものを農地中間管理機構に変更する案件になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和2年度第12回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時23分：終了)